

金融商品の時価会計

～時価情報をもたらす会計変革～

田 端 哲 夫

Accounting for Financial Instruments ～ Accounting paradigm changed by current price information ～

Tetsuo TABATA

The principle of accounting is changing to current price principle from acquisition cost principle. The current price accounting of today is different from current cost receding. Accounting has been interested in banks rather than in the investors.

The investor would be able to get current price information even from acquisition cost information. The derivative accounting is the hedge for risk.

Giving it the future transaction and the forward transaction is a derivative transaction. The option is the right to sell future merchandise. Default risk requires the control of the current price. The current price accounts require risk control. The change to the current price accounting means arrival of the era where the self responsibility principle is asked.

目次 はじめに

第一章 新会計基準の変遷

第一節 国際会計基準

第二節 日本の会計基準

第二章 時価会計の基礎

第一節 有価証券の新分類

1. 売買目的有価証券
2. 満期保有目的債券
3. 子会社及び関連会社株式
4. その他の有価証券

第二節 デリバティブ会計

第三章 時価会計の意味するもの

はじめに

今なぜ時価会計が導入され始めているのかは、一つには企業が保有する資産に隠れた損失があり、それを明らかにすることにあり、もう一つは、貸借対照表上に計上されない簿外取引（オフバランス）であるデリバティブを捉え直すことにある。各企業は、含み損を抱えたまま取得原価主義のもとで損を先延ばししてきた。デリバティブは、未実現損失が生じても財務諸表には表現されていなかった。これは、会計がビジネスランゲージとして機能を果たしていないことを意味する。日本の伝統的会計学は、時価の変動を企業業績に与える情報として提供してこなかった。本来、企業は時価の変動を個別の資産ごとに知っておく必要性があり、特に損失が発生しているものに対しては、リスク対処として処理するか、あるいは最小限に抑える意思決定をしなければならない。時価会計を導入することは、投資家への情報提供だけでなく、企業が十分な財産管理と経営成績を上げるための情報管理が必要なのである。

時価会計は、有価証券やデリバティブなどの時価を決算日という時点でしか情報提供していない。時価とは、過去のある時点での情報だけではなく将来予測情報も提供するという含んでいる。時価のあるものは必ず、価格や金利の変動というリスクを負っている。時価評価とは、このようなリスクのある取引の存在を明らかにすることであり、売買や決済によって実現するであろう損益の予測を可能にする有用な情報提供にある。

第一章 新会計基準の変遷

第一節 国際会計基準

日本の時価会計について理解するためには、まずは国際会計基準からの影響を知る必要がある。この国際会計基準が、日本に及ぼした影響力とは、会計ビッグバンと呼ばれるにいたっている経過で知ることができる。国際会計基準（IAS）は、職業会計士団体であるIASBが設定、発表してきたものである。IASB（国際会計基準委員会）は、1973年6月にオーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国、米国の9ヶ国の会計士団体によって、ロンドンに設立された私的組織である。そのために、IASBは何の強制力もないために、IASの試案が作成されたところで実際には使われるという保証はなかった。IASが世界各国の証券市場で適正な会計基準として認められるには、各国の証券規制当局の国際組織である証券監督者国際機構（IOSCO）が、国際市場での統一的な会計基準として承認されることが重要であった。IOSCOの母体は、1974年に設立された米州証券監督者機構である。1986年に証券監督者国際機構という呼び方に変更された。

国際会計基準委員会（IASB）の歩み⁽¹⁾

1973年 6月	IASB設立
1974年	米州証券監督者機構設立
1986年	米州証券監督者機構を証券監督者国際機構（IOSCO）名称変更
1987年	26の基準書を公表 財務諸表の比較可能性プロジェクト開始
1988年	IOSCOがプロジェクトへの期待を表明
1989年	E32「財務諸表の比較可能性」公表
1990年	趣旨書「財務諸表の比較可能性」公表
1993年	趣旨書の方針に基づき、10件のIAS改定を完了
1995年	IOSCOはコア基準完成を条件にIASを承認する方針を表明
1996年	コア基準完成目標の繰り上げ（98年3月）を決定
1997年 3月	「金融資産及び金融負債の会計処理」の公表
1998年12月	金融商品へ時価評価導入を決定、IASの主要項目が完成
1999年 5月	IOSCOがIAS主要項目の内容検証に着手
7月	投資不動産の時価評価案を決定
12月	投資不動産の会計基準を正式決定
2000年 2月	IOSCO専門委員会がIAS承認に向け討議
5月	国際会計基準委員会で組織改正を正式決定、委員会が“世界機関”に脱皮
8月	金融商品を全面時価評価する会計基準案を決定予定 （借入金の時価評価、持ち合い株式の評価損益を損益計算書に計上）
2001年 4月	IASB（国際会計基準理事会）の新組織発足
8月	金融商品の全面時価会計を決定。
2002年10－12月	企業結合（のれん代の時価評価）公開草案 株式報酬（ストックオプションの費用計上）公開草案
2003年 1－3月	業績報告（損益計算書の見直しと包括利益の導入）公開草案 保険会計（保険会社の会計処理の見直し）公開草案
2005年	企業の合併・買収（M&A）に際して相手企業の時価評価の実行予定

2001年4月に国際会計基準委員会が、IASB（国際会計基準理事会）へと新組織に変わった。英米やオランダなどが用いているアングロサクソン系の基準は、株主が投資対象の企業価値を判断するために利用する。時価会計の潮流の根底は、投資家の企業業績判断尺度を満たす利益を提供しようとするねらいがある。今までの、日本では税引き後利益ではなく、経常利益

が重要な会計情報になっていたことを見れば本来の目的がうかがえる。投資家向けの業績尺度は、時価で評価し、認識した保有利益を当期利益に含める。他方、債権者保護からの分配尺度は、配当可能利益の算定にあたっては、時価評価で認識した保有利益は未実現利益として解釈される。それぞれの立場からの会計基準には、優劣はなく、目的が違っているに過ぎない。

しかし、2000年5月に国際会計基準委員会で組織改正を正式決定し、委員会が“世界機関”に脱皮した。その新組織への改組案を1999年12月に正式承認した。「十四人で構成し、会計基準の決定権限を握る強力な理事会を設置する。理事会の選任権を持つ評議会メンバーを選ぶための指名委員会も決めたが、七人の委員に日本は選ばれなかった。理事の選任などに影響するのは必至で、世界基準づくりに日本が影響力を持てなくなる可能性も出てきた。」と日経新聞は伝えている。日本代表として会議に出席した日本公認会計士協会常務理事は「目に見える形で会計基準づくりを担う国内組織を整備しなければ今後、日本は基準づくりにまったく参画できなくなる恐れがある。」というコメントを寄せている。今回の人選は、アメリカのSECが主導権を握った模様で、今後の世界基準づくりにアメリカが大きな影響力を持つ可能性が強まっているという見方ができる。アメリカ流の会計情報の開示は、税務当局や銀行ではなく投資家に向けられた考え方であるということができる。時価会計の導入、年金負債の評価、連結情報などは、どれも投資家が株価を判断するうえで欠くことが出来ない情報である。半面、債権者が配当可能利益を分析したり、税務当局が納税額を計算したりするには必ずしも必要ではない。会計基準を国際的に統一するならば、ただ単に技術論に終わってはならない。

今回の会計基準を国際的に統一しようとする底流には、会計をそれぞれの立場にある人たちに提供できる情報として捉え直さねばならない。利用者を投資家だけにスポットを当てるのではなく、債権者や税務当局への情報としての価値に重きを置いた変革期であると捉えるべきであろう。会計が会計学の重要性を認識しながら会計情報学へと転換される方向性を意味している。

第二節 日本の会計基準

日本の制度会計は、商法、証券取引法、法人税法の三法としてトライアングルになっている。この制度会計は、それぞれに目的が異なるために会計処理の考え方も法律によって違っている。債権者保護の立場にある商法の配当可能額計算規定は昭和37年から、単独貸借対照表上の剰余金さえあれば配当可能であるという見方だけをしてきた。

ただし、会計基準は財務諸表を作成する目的に応じて定められているものである。すなわち、日本や欧州大陸系の会計基準は、銀行などの債権者が金利の支払い能力を判断するためや、税務当局が納税額を把握するための目的で作られている。日本の商法は、債権者保護に重きを置く利益で、株主に分配しても債権者の利害が守られ、元本・利子回収リスクが危険にさらされ

ないような分配尺度を備えようとしている。債権者保護の立場にある商法は、時価会計導入時に、評価時点以降の値下がりリスクに対する不確実性を内在する会計利益は債権者保護には不向きであるという見方であった。

わが国の会計制度は、手厚い内部留保を蓄積する方向で設計されている。例えば、建設業では工事完成基準の採用が認められているし、棚卸資産評価では低価法が認められている。この低価法も切り放し法を採用している。切り放し法とは、¥100で買った債券が¥80に下がった後、¥90に回復したときにも切り放し法は¥80のままで表示する。すなわち、「含み益」を貯めやすいように会計基準ができています。

これまでの日本企業は時価会計を敵視してきた。期末に時価評価されると、含み損が表に出てしまうし、益出しなどの決算操作が思うようにできなくなるからである。多くの企業は、未だに決算操作の魅力に取り付かれているようである。しかし、含み損を先送りし、含み益を小出しにして決算を操作しては日本の企業の体力を弱めるだけである。経営戦略をしっかりと立て、時価で評価することを基本とすべきであろう。

日本では、証券取引法が2000年3月期から連結情報を主とした連結決算制度としてスタートした。そして、証券取引法は、次のようなスケジュールで日本に時価情報が提供されるようになる。

2000年3月期	連結決算主体・連結対象範囲の拡大 連結キャッシュフロー計算書の開示 税効果会計の導入 研究開発費の会計処理変更 販売用不動産の評価減の厳格化
2001年3月期	金融商品への時価評価 退職給付（企業年金・退職金）会計の導入
2002年3月期	持ち合い株式への時価評価の適用
2003年3月	合併会計の「簿価」を一部存続を認める公開草案提出予定
2003年夏	企業会計基準委員会が減損会計の実務指針を作成予定
2004年3月期	優先株の時価評価の義務づける会計処理基準の適用
2006年3月期	固定資産の減損会計導入

（ただし、2004年3月期からの早期導入可、任意）

複式簿記が誕生した15世紀以来、会計に要求されてきたことは、処分可能利益を算出することである。複式簿記は、一つの航海を終えた商人たちが獲得した財宝を分配するための計算方法から始まっているからである。現在の会計情報も、商法では配当可能利益の算出が目的であ

り、税法は課税所得の算出のための機能を果たしている。これらの目的のためには、信頼性や検証可能性、客観性という観点が重要となり、必然的に取得原価主義が優位となる。織坂濠氏は、「理論的だが適切とは限らない主観的な価値と、不適切だが客観的な価値とのいずれを取るかという局面に直面すると、だいたいの会計士は不適切ではあるが取得時の原価を選択する。」⁽²⁾ という見方で、取得原価に意義があることを認めている。しかし、時価会計が必要なのは、時代の要請であり、投資家にとっての関心事は処分可能利益だけではなく、企業価値にかかわる情報を提供しなくてはならないという、ビジネスランゲージとしての会計なのである。商法は時価情報の必要性を取り入れた改革がなされた。

商法改正

現在の商法は、1899年（明治32年）施行

1950年 大改正が行われた。株主の権利の拡大・資金調達機能の強化・取締役の強化。

1974年 監査役制度の強化

1990年 最低資本金制度の導入

1998年 ストックオプション（自社株購入権）制度の導入

2002年（平成14年） 連結・時価会計の大改正

ストックオプションとは、株式を売買する権利のことであり株式選択買取権とも訳されて、自分の会社の株を買う権利を与えるということになる。このストックオプションを商法が認めるということは、今までの商法改正よりも根底的に変化した商法となったことを意味している。

商法では、未実現利益の計上や恣意的な利益操作が行われることを防ぐために取得原価主義を採用していた。しかし、今回の商法改正は時価主義を採用し始めたことが、大きな変化として捉えることができる。新会計基準と同様に商法も、有価証券、社債、デリバティブなどの金融資産を時価評価されるようになった。この変化により、商法が抱える問題点としては、従来主張されていた配当可能利益確保による、債権者保護の立場である。この立場から、「商法は290条1項に6号が追加されて、資産を時価評価した場合の時価総額が取得原価の総額を超えたときは、時価評価により増加した貸借対照表上の純資産額を会社の配当可能利益の計算上、控除しなければならないとされた。」⁽³⁾ これは、配当規制であって時価評価により評価益が発生したとしても、これは未実現利益であるために社外流失が起これば、企業のキャッシュフローの基礎を危機に晒すことになるためである。この配当規制によって時価評価と債権者保護の立場を両立させている。

第二章 時価会計の基礎

第一節 有価証券の新分類

企業会計審議会第一部会は、平成二年（1990年）五月に「先物・オプション取引に等の会計基準に関する意見書について」を公表し、企業会計の実務における先物やオプション取引に係る会計処理の方法や開示の方法が、確立されておらず適切な会計処理と十分な財務情報の開示に関する会計基準の設定が求められていることを受けて、先物取引等の取引に係る損益計算書の認識方法やヘッジ会計の導入、オフバランスの取引の実態開示の方法等について述べられている。この意見書を受けて、平成十一年（1999年）一月二十二日に「金融商品に係る会計基準」を発表している。この会計基準は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」として発表されたもので、注記による時価情報の提供にとどまらず、金融商品の時価評価に係る会計処理基準の整備が必要であることを述べている。この意見書の「金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等」の項目に、有価証券について保有目的などの観点からの分類を行い、(1) 売買目的有価証券、(2) 満期保有の債券、(3) 子会社株式及び関連会社株式、(4) ①から③までのいずれにも分類できない有価証券として、「その他の有価証券」が記されている。

1. 売買目的有価証券

「売買目的有価証券」とは、売買する目的で有価証券を取得したときに使用する勘定科目である。以前は、ただ単に有価証券という勘定科目であったが、目的によって勘定科目の名称が変わった。金融機関などの有価証券の売買を頻繁に行う会社が売買目的として保有するときの有価証券で、一般の会社が行う取引は通常該当しない。新会計基準は、売買のための専門部署を持っていて、それを業とすることをを行う会社を指しているため銀行業や保険会社などの金融機関が短期保有する有価証券のことをいっているのである。

「売買目的有価証券」は、時価で評価し、貸借対照表の流動資産の部に表示される。そして、時価評価された損益は、「有価証券運用損益」という勘定科目にて表示される。この時の勘定科目には、評価損益だけでなく有価証券の利息や配当金、売却損益まで含まれる。そのため、この「有価証券運用損益」勘定は、有価証券の運用に関するトータルでの損益が把握されていることになる。

意見書では、「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下、「売買目的有価証券」という）については、投資家にとっての有用な情報及び企業にとっての財務活動の成果は有価証券の期末時点での時価に求められると考えられる。したがって、時価をもって貸借対照表価額にすることとした。また、売買目的有価証券は、売却することについて事業遂行上等の制約がないものと認められることから、その評価差額は当期の損益として処理する

こととした。」と記載されている。

2. 満期保有目的の債券

「満期保有目的の債券」とは、満期まで保有することを積極的な目的としていると認められる債券や社債のことである。満期保有であるかどうかの判断は、取得したときに判断されるので、債券の価格が値上がりしたら売却するつもりであるとか、会社の資金繰りの都合によって売却するかも知れないという場合には、満期保有目的の債券には分類することはできない。満期保有目的の債券は、取得原価をもって貸借対照表に記載される。ただし、債券は、額面よりも高い価額または低い価額で取得した場合には、償却原価法によって計算される。償却原価法とは、債券から発生する利息を実質的な利回りと合致させるための調整計算法である。例えば、額面100円の債券の購入価額が95円で、満期まで5年ならば差額の5円を利息として1年間に1円ずつ利息を配分していくのである。これが、「償却原価法」であり差額部分は毎期に「有価証券利息」に加減する。

意見書では、「企業が満期までに保有することを目的としていると認められる社債その他の債券（以下、「満期保有目的の債券」という）については、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取を目的としており、満期までの間の金利変動のリスクを認める必要がないことから、原則として、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした。」と記載されている。

3. 子会社及び関連会社株式

「子会社株式及び関連会社株式」は、他社の会社を支配・統制したり、影響力をもつために保有する株式である。子会社や関連会社株式を取得するということは、事業投資と変わらないので、子会社株式や関連会社株式を取得したときには、取得原価で貸借対照表価額にするのである。ただし、以前は関連会社株式には低価法の適応が認められていたが、新会計基準では取得原価法のみとなった。

意見書では、「子会社株式については、事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果とは捉えないという考え方にに基づき、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした。連結財務諸表においては、子会社純資産の実質価額が反映されることになる」とし、「関連会社株式については、個別財務諸表において、従来、子会社株式以外の株式と同じく原価法又は低価法が評価基準として採用されてきた。しかし、関連会社株式は、他企業への影響力の行使を目的として保有する株式であることから、子会社株式の場合と同じく事実上の事業投資と同様の会計処理を行うことが適当であり、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとした。連結財務諸表においては、持分法により評価される」との記載になっている。

保有目的など	分類	評価基準	表示
一時所有	有価証券	全て 取得原価	「流動資産」項目
関係会社が発行する有価証券	関係会社株式・社債 「関係会社株式」 「関係会社社債」		「投資その他の資産」
上記以外	投資有価証券		「投資その他の資産」



保有目的など	分類	評価基準	表示
短期間の利益獲得	売買目的有価証券	時価	「流動資産」項目 評価損益に関しては、当期の損益に含める
満期まで保有する債券	満期保有目的の債券	取得原価 または償却原価	満期到来の年度は 「流動資産」項目に表示 その他は、「投資その他の資産」
子会社・関連会社が発行する株式	子会社株式	時価	「投資その他の資産」 評価損益に関しては、 ①資本の部に計上 ②評価益は資本の部に計上し、評価損は当期の損失として処理

4. その他の有価証券

その他の有価証券は、売買目的有価証券や満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式のいずれにも該当しない有価証券のことである。持合い株式や一般会社が保有する有価証券の大部分は、この「その他の有価証券」に該当する。新会計基準は、「その他の有価証券」は、時価で貸借対照表に計上されるようになる。その時価とは、期末時の時価又は期末1ヶ月以内の市場価格の平均値を貸借対照表価額にする。新会計基準は、評価差額を資本の部すなわち剰余金に組み入れることになる。つまり、時価が上がれば固定資産と資本（剰余金）が増えるという処理がなされる。

以前の会計基準には、損益計算書を経由せずに直接資本の部の剰余金を増減させるということとはなかった。この手法は、損益計算書を経由せずに資本に直接入れるので「資本直入」と呼ばれる手法である。資本直入法には、全部資本直入法と部分資本直入法がある。全部資本直入法とは、評価差益となっている銘柄と評価差損となっている銘柄の合計額を損益計算書を通さずに資本の部に直接計上する方法である。そして、部分資本直入法は、評価差益となっている銘柄の評価差額のみを全部資本直入法と同様に資本の部に直接計上を行い、評価差損について

は当期の損失として損益計算書に計上するという方法である。部分資本直入法が、より保守的であるといえることができる。

第二節 デリバティブ会計

新会計基準は、金融工学や情報技術の進歩によりオプションやスワップ、先物取引などのデリバティブなどの金融商品を生み出しその処理をしなくてはならなくなった。例えば、デリバティブは、それ自体には固有の価値はなく、何らかの価値を有する資産（原資産）もしくは経済的指標の変動に依存するようなもので、取得原価主義会計のもとでは、取得時に貸借対照表には計上されることはなく、売買されて損益が確定されるまでは財務諸表には表示されなかった。このような処理は、金融商品を従来の商品と同じような処理をしていることになり、企業活動に重大な影響があったとしても外部情報としても内部情報としても会計情報としての役割を果たすことができなくなってきた。

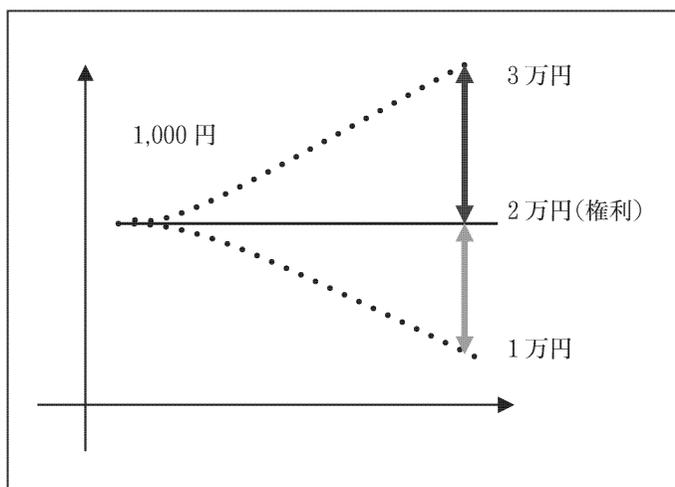
このような複雑な金融商品が現れてきたのは、「オプション」いう概念であろう。この「オプション」を理解するには、1998年にNHKで放映された「マネー革命」⁴⁾というスペシャル番組でギリシャの哲学者のタレス（BC 624～546）が「オリーブの搾り機を借りる権利」で大儲けしたという話が紹介されていた。

このタレスという人物は、世界の根源は「水」であるという一元論を唱えた人で、数学の天才であったという。BC 585年5月28日の日食を予言的中させた。しかし、オリーブ農民は「日食なんかを当てても、何の役にも立たないよ。」とタレスを嘲笑していることが分かり、タレスは、オリーブの過去の作柄情報と気候データを照らして、誰よりも早くに今年のオリーブが大豊作になることを確信した。そこで、タレスは、町中のオリーブ油の搾り機を一定の価格で借りる権利を買い取り、オプション料を支払った。もしも、オリーブが不作で搾り機が要らない場合は、オプション料さえ放棄すれば、搾り機を借りなくて済むという契約であった。予想通り、オリーブは大豊作となり、オリーブ農家は先を争って搾り機を借りようと業者のところにおしかけた。しかし、全ての搾り機は、オプション契約でタレスにおさえられていた。タレスを嘲笑したオリーブ農民は、タレスが契約した2倍の賃料で、偉大な哲学者から搾り機を借りるしか方法はなかったという話である。この契約は、人類が最初に行ったコール・オプションと呼ばれている。そしてこの概念を、80年代のアメリカでNASA出身のロケットの軌道計算の専門家たちが株や債券の売買に取り入れ、先物取引や為替取引を絡み合わせてつくったのが、金融派生商品、デリバティブである。

このようなデリバティブである先物取引が、世界で始めて行われたのは江戸時代の日本であったという。当時の大坂は「天下の台所」といわれ、豪商淀屋が創設した米市場が発達して、現物取引だけではなく先物取引がされていた。年貢米が、海路で大坂の堂島に運ばれて米市場で

売買された。この時の様子は、島実蔵著「大坂堂島米会所物語」という小説の中で先物取引が出来上がってきたことが良く分かる。「藩の行財政を行うに必要な貨幣を、ここで年貢米を売って調達したのである。幕府の財政も堂島の米相場に大きく左右されたのは当然である。」⁵⁾この堂島米市場は、現物米の取引と帳合米の取引に分かれていた。「帳合米の取引というのは？……先物取引のことです。米を将来の一定の期日に売る約束を今することを「先物を売る」といい、将来の一定の期日に買う約束を今することを「先物を買う」というのですが、そのことを帳合米取引と呼んでいました。」……「先行き激しく変動する米価格をあらかじめ保全しておきたいという要望が強かったのでしょうかね。秋になって豊作のために米の値段が急落しては藩の財政が窮地に追い込まれかねない。第一、秋になるまで米の値段が決まらないようでは予算が立てにくくてしょうがない。それなら、あらかじめ春のうちに一定で価格で秋の収穫を売る約束をしておきたい。——でも、売りたい人ばかりでは、そんなこと無理ですね。……そこで必要になるのがリスク・テイカーです。これからおきるかもしれない暴落のリスクを承知のうえで売買してくれる人。つまり投機家です。彼らは一発逆転の大儲けを狙って、大多数が売りたいときに買い、大多数が買いたいときに売る。彼らの存在が合って初めて先物取引が成立する。」という説明で、先物取引が、ギャンブルとは違うということをいっている。投機家が、リスクを取ってくれば市場は円滑に回っていく。価値の保全を願うヘッジャーにとって投機家はぜひとも必要な存在なのである。

デリバティブの特徴は、このリスクの回避 (hedge: ヘッジ) である。ヘッジ取引はリスクを減らす。例えば、日本の銀行やバイヤーは円の下落というリスクにさらされている。デリバティブの種類には、先物 (フューチャー) 取引と先渡し (フォワード) 取引があり、オプションはこの先物を「買う権利」と「売る権利」を売買することである。スワップは金利を交換する「金利スワップ」と通貨交換する「通貨スワップ」がある。デリバティブは、このような取引の仕方により、リスクを避けたり減らしたり取り除いたりできるのである。デリバティブの基本は、オプションという売買の権利と、フォワードという売買の義務がある。例えば、物の値段は変化して将来の値段は分からない。しかし、パン屋さんは小麦の値段は上がると困る。3ヶ月後に、今の値段と同じ一袋2万円で買うという権利を1,000円で買うのである。これが、オプションである。3ヶ月後に、もしも3万円に値上がりしていたら、2万円で買う権利である1,000円は1万円の価値になる。儲けは10倍になったのである。もしも、値段が下がっていたら、買うという権利1,000円だけをあらかじめ安い値段で買えばよいのである。パン屋さんは、値上がりのリスクを1,000円で売り手に肩代わりしてもらったことになる。フォワードは、売買の義務で、どのような値段になっても2万円で買うという義務が生じる。オプション料がいらないうえに、限りなく損することも得することもある。このオプションやフォワードを組み合わせて価格変動のリスクを肩代わりしてもらおうのである。



二つ目の特徴は、投機である。それは、小さな資金で大きな取引ができるというレバレッジ (leverage) である。これは、レバレッジ・ファンドと呼ばれ、投資というよりも投機である。良いデリバティブと悪いデリバティブという分類をすれば、良いデリバティブとはヘッジ取引であり、悪いデリバティブは投機目的 (スペキュレーション) といえる。そして、デリバティブの3つ目の特徴は、裁定取引と呼ばれるさや取りである。裁定取引 (アービトラージ) とは、安く買って高く売り少ないリスクによって利益を出し、即座にお金になるというものである。

第三章 時価会計の意味するもの

時価評価の対象を金融商品だけでなく、企業が保有する土地も時価評価されるようになった。企業が保有する事業用の資産について評価損を計上する会計を「減損会計」と呼ぶ。「減損会計」とは、金融商品などを除く資産について回収可能価格と帳簿価格を比較して回収可能価格が帳簿価格を下回る場合に評価損を損益計算書に計上して、当該資産を貸借対照表に回収可能価格で計上する会計手続きである。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」として平成十四年 (2002年) 八月九日に企業会計審議会から公表された。導入時期については、2005年4月1日以後に開始する事業年度 (2006年3月期) から減損会計の全面導入が義務付けられる。そして、早期適用も認められる。ただし、減損の兆候の例示や将来キャッシュフローの見積もり方法、使用価値の算定の際に用いる割引率、資産のグルーピング方法、共用資産・のれんの取り扱い、中間決算における処理などの実務上の取り扱いに関しては、財務会計基準機構企業会計基準委員会に審議の場が移されている。審議結果は2003年夏に公表されるであろう。

このような、金融商品から固定資産の減損会計にまで時価評価による会計が、日本企業に及

んで来るということは、一つには会計学そのものに及ぼす影響と日本企業に及ぼす影響とがある。まずは、会計に及ぼしている変化とは、取得原価主義から時価主義への変化である。これは、実物財を中心にした理論体系から金融サービスを中心にした理論体系へと変貌していることが分かる。しかし、これは、取得原価主義を否定したものではなく、基礎として成り立っていることに注目する必要がある。それは、実物財としての経済があって始めて金融サービスのソフトが生きてくるのである。伝統的会計学は、実物財を中心の理論体系ではあるが、時価会計は、金融サービスに対しての情報処理の問題として会計情報学を取り入れて行くことへの変貌なのである。経済は、ヒト・モノ・カネと情報で成り立っているといわれるが、情報だけが一人歩きしたとしても必ず人の情報であり、ものの情報であり、カネの情報なのである。この検証可能性を迫及することが情報を取り扱ううえで重要なのである。これらの情報が、情報を生んでいることについての注意が必要になってきているのである。

「産業経済から金融経済への経済基盤の変化とともに、現行の会計理論が間尺に合わなくなったことを示唆するものでありここでの会計の価値体系は、資産・負債の価値変動としての利益測定に焦点をおくという意味で「資産負債パラダイム」として収益費用パラダイムと原理的対極性をなす。」^{〔6〕} といい、金融サービスが増大すると、金融商品の価値変動が重要となり、金融取引にかかる業績評価を促進するために時価評価が一層強調される。

現在は、間接金融から直接金融となり、銀行から投資家へという大きな流れにより、取得原価よりも時価情報が必要となってきている。例えば、2001年（平成13年）にマイカルの民事再生法の申請を受けて、主力銀行は潰れた会社の社債を買い戻さなくなった。すなわち、社債や預金の切り捨てによって損失を直接家計が負担しなくてはならない時代になったのである。戦後の日本の社債市場は特殊で、基本的にはデフォルトリスクがないという状況であった。メインバンクが企業の面倒を見ていた。社債がデフォルト（債務不履行）したとしても、メインバンクが一括して買い取っていた。それが、1997年9月にヤオハン・ジャパンが会社更生法の適用して倒産したときから、銀行は社債を買い取らなくなった。東京、名古屋証券取引所は国内転換社債を上場廃止としたので、市場では売却することもできないようになった。

これは、「時価」がゼロになるリスクを投資家が負わなくてはならない時代となったということである。デフォルトリスクは、時価で管理しなくてはならなくなる。時価は、常に変動するから投資を集中させることはできない。必然的に分散投資をしながら、リスク管理が必要となってくる。時価情報会計は、経営にリスク管理を必要とする自己責任原則が問われる時代になったことを意味している。

そのためにも、減損会計は、これ以上先延ばしをしないで実施されることが望まれる。会計は、ビジネスランゲージとして時価情報を自己責任のもとで、情報開示していく方向性を確保しなくてはならない。先延ばしの方策は、企業が抱えている問題点を隠し続けながら嵐を過ぎ

去るのを待っているだけであり、決して企業を守っていることではない。時価会計の向こうにしか、新しい日本企業の未来はない。

【注】

- 〈1〉 田端哲夫著「連結情報による会計システム」『東海学園大学研究紀要第5号』
2000年3月P86
- 〈2〉 織坂濠著『時価革命』徳間書店 1998年
- 〈3〉 吉田慶太著「時価評価後の配当可能利益」『企業会計』中央経済社 2001年10月号
- 〈4〉 相田洋著『マネー革命①巨大ヘッジファンドの攻防』NHK出版 1999年
- 〈5〉 島実蔵著『大坂堂島米会所物語』時事通信社出版 1994年
- 〈6〉 古賀智敏著『価値創造の会計学』税務経理協会 2001年